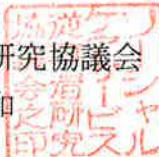


2021年12月16日

総務大臣 金子恭之様

ソーシャルケアサービス研究協議会
代表白澤政和



「日本標準職業分類」の見直しに関する要望書

日本標準職業分類は、国勢調査や就業構造基本調査等の各種統計で利用されているだけではなく、ハローワークで使用されている厚生労働省編職業分類の大分類・中分類が一致・準拠していることからも、わが国の就労支援における重要な統計基準であると承知しております。

介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士資格は、身体的・精神的・社会的に困難な状況に置かれた方を専門的知識及び技術をもって支援することの必要性から、法律上に位置づけられた国家資格として創設されたものですが、いずれの国家資格も、その資格名称をもって分類項目とされておりません。特に介護福祉士についていえば、介護福祉専門職は大分類「専門的・技術的職業従事者」として位置付けられておらず、「サービス職業従事者」に分類されている状況です。

職業分類については、「公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。」(日本標準職業分類一般原則第4項)とされています。三福祉士とともに、それぞれのサービス提供における重要な役割が期待されていることは、厚生労働省の審議会報告でも明らかであり、福祉士の資格名称をもって分類項目としていただくことを要望いたします。

なお、職業分類において、各資格が分類項目として明確に位置付けられることは、介護・福祉職の魅力や訴求力の向上、人材確保、定着促進等に繋がり、福祉サービスの質の向上、そして国民の福祉の向上につながるものと考えます。

【問い合わせ】

ソーシャルケアサービス研究協議会 職業分類見直し担当
公益社団法人日本介護福祉士会 松下、中矢
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目1番13号
小野水道橋ビル5階
TEL : 03-5615-9295 FAX : 03-5615-9296